



## Index

- ・目次
- ・スウェーデンの家族政策と出生率
- ・50回 51回、52回スウェーデン研究連続講座
- ・スウェーデン人の見た日本、日本人の見たスウェーデン
- ・随筆コーナー
- ・JISS所報原稿募集

## ■ 目次

- 
- ・ スウェーデン社会研究所・日瑞基金特別講演会
    - ・ スウェーデンの家族政策と出生率 ミカエル・リンドストローム

---

  - ・ 50回 51回、52回スウェーデン研究連続講座
    - ・ [50回]
      - 私の履歴書:スウェーデン・日本そして私 マッツ・ブルセーウス
    - ・ [51回]
      - 出会い/ 建築/ アスプルンド 吉村 行雄
    - ・ [52回]
      - スウェーデンの大学教育・大学生活と研究環境 アンデレアス・ウィス  
リンダ・イリステ

---

  - ・ スウェーデン人の見た日本、日本人の見たスウェーデン
    - ・ スウェーデンからのメッセージ グスタフ・ストランデル
    - ・ 二月のスウェーデン:ファニチャーフェアで考えたこと 小池 智子

---

  - ・ 随筆コーナー
    - ・ スウェーデンの裁判官規則あれこれ 坂田 仁

---

  - ・ JISS所報原稿募集

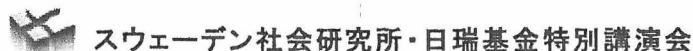
スウェーデン社会研究所 所報  
No.336 2006年6月30日発行

発行所:社団法人スウェーデン社会研究所  
〒105-0013 東京都港区浜松町1-8-1  
(株)科学新聞社内5階

連絡事務所  
〒124-0024 東京都葛飾区新小岩2-19-7  
Tel. 03-5661-6035 Fax. 03-3655-1596  
e-mail [sweden@tkm.att.ne.jp](mailto:sweden@tkm.att.ne.jp)

URL: <http://home.att.ne.jp/apple/jiss/jiss.htm>

発行人・編集責任者: 波多野裕  
Publisher&Editor in Chief: Yutaka Hatano  
編集者: 久保田健司  
Editor: Kubota Takeshi

[目次へ戻る](#)


## スウェーデンの家族政策と出生率

駐日スウェーデン大使  
ミカエル・リンドストローム

スウェーデン社会研究所と日瑞基金の皆様、スウェーデンが今国際的に関心を集めている家族政策についてお話しできる機会を与えて頂き、大変光栄に存じます。

家族政策は、現在日本でも大きな政治問題になっておりますが、これに関しましてまず最近のふたつのデータをお示したいと思います。

ひとつは日本、米国、韓国、フランス、スウェーデンの五カ国で行われた、20～49歳の1000人の男女に向けられた質問「もっと子供を持ちたいか」という問いに対する統計データです。この調査は昨年末日本の内閣によって行われ、本年4月に発表されました。それによりますと、スウェーデンは肯定的な回答が一番多く、81.1%でした。米国とフランスは69%で、日本と韓国は42%という数字でした。もうひとつのデータは女性一人当りの出生率で、最近の値ではスウェーデン1.75、日本1.25でした。

では、これから本論に入りたいと思いますが、最初に申し上げておきたいことがあります。それはスウェーデンの家族政策というのは、保育の推進、男女平等の推進、労働市場での機会均等の推進、社会福祉全般の推進といった個々の政策があり、その上に持続可能な出生率を推進する等の政策が組み合わさった分野であるということです。スウェーデンでは、家族政策は極めて政治的な分野でして、政党間で国と国民の役割分担に関して、イデオロギーの違いの差がはっきりと表れます。従ってスウェーデンの家族政策は、政党や国民の間で非常に厳しい討論を経て制定されたものですが、今なおこの政策に関しては多くの異なった意見があります。このことをまず最初に申し上げます。

ではこれから、本題の「スウェーデンの家族政策」のお話に入りたいと思います。

スウェーデンの家族政策は以下の三本の柱で構成されております。

- 新しい親への経済手当「親保険」
- 6ヶ月から12歳までの児童に対する公的育児制度
- 子供と家族に対する手当

スウェーデンの親保険やデイケアの給付制度は、大変手厚いものとなっております。子供のいる全ての家族は補助が受けられますが、親を働き易くするための補助は、子供に対する手当よりも重要です。スウェーデンの家族政策と他の国の家族政策を比較するとき、この点が大きな特徴となります。

勿論この手厚い制度を維持するには多くの資金が必要です。スウェーデンの税金は、最も経済的に発達した国々と比べても高くなっていますが、ほとんどのスウェーデン人は親が働き易く子供ができて仕事を続けられるためにはこれでよいと思っているのです。

ではこれから、三本の柱について詳しくご説明しましょう。

#### 一つ目の柱・親保険

親保険は、妊娠手当、出産に関する手当、その他の親手当の三つで構成されております。

妊娠手当は、出産予定の母親が身体的に仕事をすることが厳しい場合に支給されます。通常の所得の80%が最高で、50日間支給されます。

出産に関する手当は、480日間支給されます。親の所得の80%が390日間、その後90日間は日額900円が支給されます。

親手当は、親の所得の80%ですが、多くの企業は80%でなく90%を支給しており、また低所得者には最低保証額として一日2,700円が保証されております。

支給対象の480日分は、両親に均等に240日ずつ割当てられ、子供が8歳になるまでに受け取ることができますが、片方の親が180日分まで他方の親に譲ることもできます。

父親がこの制度を利用する割合は着実に増加し、制度が導入された1974年には3%でしたが、2004年に18.7%になっています。

社会保険庁では、この制度の宣伝・情報提供キャンペーンを数年にわたって行い、父親の接触の重要性を説いてきました。親保険についての情報を提供するミーティングへの参加が、これから子供を持つとする親に呼びかけられています。

この他に12歳まで(場合によっては16歳まで)病気の子供の世話をする親への手当があり、所

得の80%が120日まで支給されます。この制度は、子供一人当たり平均で年間7日間利用されています。

三番目の手当は、ほとんどの父親が利用している「お父さんの日」と呼ばれる手当です。これは、新生児またはその上の子供の世話をするために父親に与えられる10日間の休暇です。

### 二つ目の柱・デイケア

スウェーデンの公的の保育制度は二つの目的を持っています。ひとつの目的は子供の発育と学習を支援することで、もうひとつは両親特に母親が子育てと仕事、または勉学とを両立できるようにすることです。スウェーデンの各種の公的の保育制度は、6ヶ月から12歳まで利用できますが、ほとんどが6歳までが対象となっています。

保育制度は失業中の親でも、または上の子供の世話のために育児休暇をとっている親でも利用できます。保育園は6ヶ月から6歳までで、教育と身の回りの世話をします。親の就業時間によっては、こどもはフルタイムでもパートタイムでも保育園に行くことができます。6歳から12歳までの学童はアフタースクールセンターへ行くことができます。これは学校の始業前、放課後、そして休校日にも開いています。ここでも教育と身の回りの世話をしますが、親は月謝を払います。

2002年に未就学児童と就学児童のケアのための料金の上限が設定されました。これにより、これ等の子供を持つ親の出費が大きく軽減され、子供のいる家庭の家計が楽になりました。保育園を運営している地方自治体には政府から助成金が支給されます。地方自治体は、保育園サービス料として、家族の第一子、第二子、第三子に対して所帯の税引前収入のそれぞれ最大3%、2%、1%を徴収しなければなりません。料金は第一子で月額18,600円、第二子で12,400円、第三子で6,200円を超えてはならないことになっています。

就学児童に対しては、第一子には月当り18,600円、第二子で12,400円、第三子では6,200円を超えてはなりません。

この進んだ児童ケアシステムがなかったならば、スウェーデンにおける70年代以降における家族パターンの変化や、性別の役割の変化は不可能であったでしょう。

### 三つ目の柱・子供と家族への補助

子供と家族への補助には四つの手当があります。児童手当、子供がいる世帯への住宅手当、扶養手当、病気または障害児手当です。

児童手当は、親の所得に関わらず支給され、16歳未満の子供および16歳以上の中学・高校生に対して月当り約1,400円が支給されます。更に第三子には月3,700円、第四子には月11,200円、第五子以上には月14,000円が追加支給されます。お分かりのように第三子以上の補助は優遇されています。

子供がいる世帯への住宅手当は、子供のいる家庭に少なくとも最低基準の住宅を保証するための手当です。金額はその家庭の収入と子供の数によって計算され、子供のいる家庭のほぼ30%がこの手当を受けています。

扶養手当は、離婚して子供をもっている場合に月17,000円が支給されます。これは養育費を払うべき片親が払ってくれない場合のもので、払うべき片親は、国にこれを返済しなければなりません。

病気または障害児手当は、重度の病気または障害のある子供を持つ親は、最大1,460,000円の補助を受けられる制度です。

充実した親保険、子供のデイケア、そして子供と家族に対する補助の制度は、人々が子供を持つことを決めるとき重要な要素で、ひいては国の出生率に影響します。その他にも出産の費用、学校の授業料や昼食が無料であることも、大きな要素になっています。

最後に子供を持つべきかを決める要素は経済的なことばかりではなく、社会の子供や親に対する対応が最も重要です。未婚の母親の子供は完全に受け入れられるか、レストランで騒がしい子供がいても受け入れられるか、子供連れで移動し易いか、ベビーカーを押してアクセスできるか、レストランに子供用の椅子があるか、男女のトイレにおむつ替えのベッドがあるか、といった問いに答がイエスであるならば、それは間違いなく子供を持つことへの動機づけになるでしょう。

2006年6月7日 スウェーデン大使館1階オーデトリウム  
(講演抄録文責 JISS所報編集部)

[目次へ戻る](#)

[このページのTOPへ戻る](#)

[目次へ戻る](#)

2006年5月30日 第50回スウェーデン研究連続講座

私の履歴書:スウェーデン・日本そして私

ガルダジャパン株式会社  
 代表取締役、CEO  
 マッツ・ブルセーウス

私は外交官およびビジネスマンとして10年余りに亘って日本に滞在した。その日本での経験を通しての私の日本へのコミットメント(入れ込み)をお話したいと思う。

来日以前の私のスウェーデンでの経歴としては、ジェット機のパイロット、1975年 ルンド Alfa Laval AB 製品部長 製造計画・開発エンジニア、1982年 ランズクローナ LAPRO AB マーケティング・開発部長、1985年 テレボルグ Trelleborg AB 製造部長、1988年 ファーゲシュタSecoroc AB製造担当副社長を務めた。

来日してからは幸運に恵まれ、様々な機会を得て、成功も失敗もあったが素晴らしい経験をずる事が出来た。20年前の1986年5月に10日間の出張で日本に来たことが始まりで、そのときにはテレボルグのシェル・ニルソン氏とカイゼンのアンナ・シャリン氏に大変お世話になった。その後任務を終えてスウェーデンに帰国する度に足にゴム紐を付けられたかのように日本に引き戻された。1991年から1997年まで在日スウェーデン大使館の科学技術部参事官として滞在した。帰国後はマルメ市の貿易産業局長となったが、その後2000年から2002年まで再来日して、アノト日本株式会社代表取締役社長となった。この後スウェーデンへ帰国してマルメ Matsusan Consulting 代表となったが、またしても来日の機会を得て2004年以来ガルダジャパン株式会社代表取締役社長となって3回目のU-ターンをして在日している。

日本で受けた第一印象はヒューマニズムがある一方でテクノロジーがあり、親しみやすさがある一方で伝統的な格式があることである。

最初の機会(1991-1997、在日スウェーデン大使館、科学技術部参事官)

目的は日本の先端科学技術に関する情報を集め交換することの他に、人材の管理・開発に関する方法を調べることに重点を置いた。この立場を利用して、種子島から北海道まで各地に出掛けて地方行政、研究所、企業、大学などを訪問した。そして実情を知るためには実際に人々に会って話を聞く必要があるので、天皇陛下からエレベーターガールまでの様々な人々に会った。この滞在期間に見たことは、日本の終身雇用や年功序列、一律賃金、推薦入社などがなくなりつつあること、固体メモリーの音楽再生時間が24分から数百時間になったこと、高価だった携帯電話の一般への普及、カメラのデジタル化、ハイブリッドカーの出現、パソコンのメモリー容量が750KBから100GBへ増加、ワンエレクトロンメモリー、DVD、フラットスクリーン、ゲノム、インターネットの普及、無料のグローバル通信の出現などである。

二回目の機会(2000-2002、アノト日本株式会社代表取締役社長)

アノトデジタルペンは手書きの図形等をデジタル化してネットで送信できるペンで、技術はスウェーデンのルンド大学のベッターが開発した。このための会社を日本に創立した。この仕事を通じて日本で学んだ事は、日本独特の会社設立のための複雑な手続き、マーケット情報、ローカル市場の需要、アプリケーション開発、日本式ビジネス交渉、顧客との信頼関係の重要性などである。

三回目の機会(2004-、ガルダジャパン株式会社代表取締役社長)

ガルダは人材コンサルタント会社である。ガルダは、顧客のプロジェクトチームに必要なメンバーは揃っているか、誰が良いリーダーになるか、誰がやるべき職務を果たしているか、誰が価値ある潜在能力を持っているか、営業は誰が適格か、誰が会社の風土に本当に合っているか、管理者は誰にすべきかなどについて調査して、人材を最適に配置するためのコンサルタントである。人は皆生まれつきの性格、傾向を持っていて、それが考え方や行動に現れる。人柄は生まれながらに持っている性格特性で決まる。この性格特性は成長しても、また努力しても本質的には変わらない。この生まれながら持っている資質を捕らえて、その人に最適な職場を見つけるのがガルダの人的資源開発ツールである。ガルダのツールの特徴は、Web上で利用可能、カスタム化が可能な質問用紙、多言語機能、多様なジョブ・プロフィール、広範囲に利用可能な統計モジュールなどである。ガルダは人材をいくつかのタイプに分類して「適材・適所」を目指す。

日本への私の本当のコミットメントー日本文化

日本への私の本当のコミットメント(入れ込み)は、実は寿司、酒、相撲、寺、神社、温泉、茶道、漢字、繁華街歩きなどなどである。

食はその国の文化そのものである。私は日本食が大好きだが、寿司は寿司屋さんで実際に寿司を握る。寿司はきっかり2.4秒で握らなければならない。大阪へ行けば押し寿司をつくる。酒は日本料理にあう日本酒を求めて蔵元を巡り、醸造プロセスを確かめテイストして歩く。相撲では関取の断髪式に立ち会って髪に鋏を入れさせてもらったこともある。お寺では座禅を組んだ。温泉や銭湯を楽しみ浴衣でくつろぐ。和服も着た。茶道を習い、日本語を勉強した。地方の自然の静けさも好きだし、渋谷の雑踏も好きだ。

日本の文化は伝統的な日本文化だけではない。私は新宿でニューオリンズ・ノウティーズというジャズバンドにサクソ奏者として参加しており、日本のジャズマン達と演奏で交流をはかっている。

以上「スウェーデン・日本そして私」という演題で私の今までの日本へのコミットメントをお話したが、現在私のいるガルダジャパンは自分の会社としての責任があるので、まだ当分の間は日本を離れることはできそうもない。

(講演抄録文責 JISS所報編集部)

[目次へ戻る](#)

[このページのTOPへ戻る](#)

[目次へ戻る](#)

2006年6月30日 第51回スウェーデン研究連続講座

出会い／建築／アスプルンド

建築写真家  
吉村 行雄

スウェーデンの建築家、グンナール・アスプルンド(1885～1940)は、代表作「森の墓地」がユネスコ世界遺産に登録されるなどそのまれにみる天才が評価されながら、作品が少ないこともあって北欧以外では意外に知られていない。私は建築家(竹中工務店設計部長)の立場から、又写真家としてアスプルンドを長年追い続け、2006年2月～4月には松下電工汐留ミュージアムにおいてアスプルンドの作品を紹介する写真展を開いた。この写真展には一万二千人の人が見に来てくれたが、本日はその時に展示した写真と映像を用いてアスプルンドを紹介したいと思う。

#### 私とアスプルンドの出会い

私は以前から北欧建築に強い関心を持ち、再々北欧を訪れているが、15年前にスウェーデンにおいて出会ったアスプルンドの建築に特に魅せられ、以来彼の作品を研究し、写真を撮り続けている。彼の作品の魅力は、勿論彼の独創性にあるが、同時に彼の作品の中にある北欧の建築ならではの特徴を見るからである。その特徴をいくつか挙げてみると

1. 北欧特有の光と影の効果、特に低い角度からの(斜めからの)光の効果を活かされている。
2. 直接光と間接光が巧みにコントロールされている。
3. 建物のデザインに非対象性が随所に取り入れられているが、そのバランスがよい。
4. 居心地のよい建築空間が作られている。

ということがいえようか。

#### アスプルンドと彼が活躍した時代

アスプルンドが活躍した20世紀前半のヨーロッパ社会は産業革命後の近代化のさなかにあった。そうした社会を背景に、ヨーロッパの各国は自国のアイデンティティを確立させようと、ナショナル・ロマンティズムが盛んな時であった。しかし同時に次々と新しい様式が生れ消えてゆく時代でもあった。アスプルンドが1905年にストックホルム王立工科大学で建築を学んだ頃は、北欧建築界もナショナル・ロマンティズムの最盛期であり、アスプルンドもイスラエル・ヴァールマンの影響を受けている。しかし1910年から1920年にかけてナショナル・ロマンティズムは徐々に影を潜め、北欧建築界では北欧新古典主義が主流になる。ところがこれも、1927年頃より盛んになった近代建築運動にとって替わられる。そうした環境の中、1930年に「ストックホルム博覧会」が開かれ、これを契機に北欧モダニズムが成立した。ストックホルム博覧会では、アスプルンドは博覧会の主任建築士に指名され、名実共に北欧モダニズムのリーダーとなる。しかしこの後、アスプルンドは独自の境地を拓いてゆき、北欧モダニズムから離れる。

一方、彼は近代建築の巨匠コルビジェやミルスとほとんど同じ時期に活躍しており、彼等と活動において影響を与え合ったことは間違いない。

#### アスプルンドの作品の流れ

アスプルンドの個々の作品の紹介の前に彼の作品の流れを、前期、中期、後期に分けて、ごく簡単に説明しておく。

##### 前期 — ナショナル・ロマン主義時代の作品

- ・カールハイム学校
- ・森の礼拝堂など

##### 中期 — 新古典主義時代の作品

- ・ストックホルム市立図書館
- ・ストックホルム博覧会など

##### 後期 — 機能主義時代の作品

- ・ヨーテボリ裁判所
- ・火葬場(森の墓地)など

#### アスプルンド作品を見るキーポイント

ではこれから、写真展で公開した写真と映像を使ってアスプルンドの代表的な作品をいくつか紹介したいと思うが、それに先立って彼の作品で特に注目して欲しいポイントを挙げておく。



- ・建物構造での微妙な角度のずれ(直角から3° ~8° のずれ)
- ・丸と四角のコミカルな組み合わせ
- ・部分への非常に細かいこだわり
- ・木揃いの魅力(窓の配列などに見られる)
- ・意外性(独特の遊び心)など

#### アスプルンドの代表作の紹介

##### ・スネルマン邸 竣工1918年

ストックホルム郊外ユーシュホルムに建てられた裕福な銀行家のための住宅。一見伝統的なスウェーデンの農家を想わせる切妻屋根のシンプルな形をした家屋だが、主人の住む母屋と使用人の住む翼部が、直角よりわずかにずれた角度で接続されている。一階と二階の窓の配置も、わずかにずれるなどの不規則性がみられ、実用性と遊び心が随所にみられる。

##### ・スカンディアシネマ 竣工1923年

ストックホルム中心部にある映画館。内部は北欧の秋の夕暮と黄色く色づいた葉を想定した色調で統一され、インテリアは赤のピロードにポンペイ風の唐草模様や、ギリシャ神話の神々をあしらった華やかなデザインとなっている。場内の古代遺跡をかたどった壁のレリーフ、月の形をした拡声器、星空のような照明は、アスプルンドがイタリアのカーニバルを見て着想したものだという。

##### ・ストックホルム市立図書館 竣工1928年

レンガ色した大きな直方体の建物の真中に巨大な円柱が真上から突き刺したような大胆で単純な構成になっているが、黄金比が取り入れられており、そのため遠くから見ても大変目立つ。巨大な円柱部分の内部は、本棚が三層で、ぐるりと並んだ開架式の大閲覧室となっている。全体として、四角と円の組み合わせを基調としているところは、新古典主義のはしりを想わせる。

##### ・ヨーテボリ裁判所 竣工1937年

もともと17世紀の建築家テッシンが設計した建築を、アスプルンド風に改築したもの。旧いクラシックの建物に敬意を払いつつ、モダニズムと機能性と明るさを取り入れた。

メインのホールは広場のような吹抜けになっており、インテリアは全て木製、角のあるところは全部丸みをつけ、勾配のゆるい階段、透明なエレベータ、中庭に面した巨大な中庭から明るい日差しが入るなど、裁判所に来る人の重苦しい気分を少しでも柔らげようという人間的な配慮がみられる。

##### ・夏の家 竣工1937年

ストックホルムから遠く離れた静かな入江の岩山に、本人と家族のために建てられた夏の家。一見伝統的なスウェーデン農家を想わせる作りだが、敷地の自然の傾斜を活かして、室内に4つの床レベルを作り、これにより高さ、方向にも変化に富むモダンで明るい室内空間を作り上げた。屋外に通じるドアは5つあり家と美しい自然の調和がはかられている。

##### ・森の墓地 1915年—1940年

アスプルンドの最高傑作のひとつ。

ストックホルム郊外の広大な自然森林の中に、墓や、いくつもの礼拝堂、火葬場を木々の間にひっそり配した森の墓地。死者を弔う場所ではあるが、火葬場は外部から見えないように設計されており、訪れた人は緩やかな広い森の斜面と石畳を歩むうち、自然と故人をしのび、死と向き合うことになる。アスプルンドは、人間がその場で行う行為、その時の心理、スウェーデン人の自然観、人間への尊厳への気持ちを熟慮してこの空間を作り上げた。この「森の墓地」は、ユネスコの世界遺産に登録されている。

#### アスプルンドの建築から学ぶもの

最後にアスプルンドの建築から学ぶところについて述べておこう。

- ・自然と人間への愛、人間の尊厳こそが建築におけるクリエイティヴの原点である。
- ・建築は人の心を癒す(救済する)ものである。
- ・形態や機能を超越して人の心理の奥底まで配慮した建築が人に感動を与える。
- ・ユーモア、遊び心が人に居心地のよい空間を提供する。

(講演抄録文責 JISS所報編集部)

[目次へ戻る](#)

[このページのTOPへ戻る](#)

[目次へ戻る](#)

2006年7月19日 第52回スウェーデン研究連続講座

## スウェーデンの大学教育、大学生活と研究環境

スウェーデン王立工科大学(KTH)大学院  
アンドレアス・ウィス  
ルンド大学 宗教哲学専攻  
リンダ・イリステ

## アンドレアス・ウィスおよびリンダ・イリステのプレゼンテーション

まず二人で、スウェーデンの大学教育、大学生活と研究環境の全般について述べ、その後にリンダとアンドレアスがそれぞれの大学の情況について述べる。

スウェーデンでは人口の約半分が生涯のどこかで高等教育を受ける。高等教育全般について政府が責任を持っていて、学位授与の権限などを管理している。どの分野でも卒業後常に大学院へ進めるUniversityと、政府に認められた分野のみの大学院を持つUniversity Collegeとがある。高等教育施設は多額の国費の援助を受けており、そのほかに民間企業などからも補助を受けている。

大学のプログラムの質はNational Agency for Higher Educationによって定期的に評価される。このほかにも学生によるコースの評価制度があり、また学生組合による学生の利権擁護の活動もある。

高等教育を受けるためには一定の基礎知識の他にプログラムごとの特定の適性が要求され、その条件を満たすためにはSwedish Scholastic Aptitude Testを受けるとよい。このテストは年二回行われ何回でも受けられ、結果は5年間有効である。プログラムの定員以上の申し込みがあった場合はこのテストや高校の成績などを基にして選抜が行われる。

一学年は二学期に分かれている。学位プログラムのために何種類ものコースが組み合わせられていて、プログラムを決めれば必要なコースが取れるようになっている。学位を取るために自分でコースを選ぶこともできる。距離的に通学ができない場合は遠隔教育もある程度受けられる。

各学部(学問分野)には数多くの副分類がある。例えば人文学分野には考古学、言語学、哲学、文化論、宗教および神学があり、芸術分野にはダンス、デザイン、演劇、音楽がある。教え方としては一般的な講義・セミナー・実験の他に現場実習も行われる。通常授業時間は週40時間よりも少なくなっており、空いた時間は文献を読んだり、論文を書いたり、グループ研究をしたりするに充てられる。読まなければならない文献は英語で数千頁にも及ぶことが多いのでこれに殆どの時間が費やされる。

高等教育の費用は国が払うので無料である。しかしそれでも食費、住居費、書籍費が別に必要で、この費用の一般的な調達法はSwedish National Board of Studentから援助を受けることである。実際にはこの援助だけでは生活できないので学生はパートタイムで仕事をしている。このために援助金額に関する議論が絶えない。

自宅から通学ができない場合は学生向けの共同台所つきの部屋を借りることが多い。大学は宿泊施設は持たず、学生組合や私企業が宿舎を提供している。学生組合は種々のイベントを主催し、イベントの主なものとしてはルンドのカーニバル、王立工科大学のカルネバレン等がある。

我々は今若い年代層の急な増加の問題に直面している。2010年までに20歳の人口は30%増えて、現在の10万人から13万人になる。女子学生の割合は1940年代には20%であったが、現在は60%に及んでいる。外国籍の学生が増えていて、多文化化も進んでいる。

スウェーデンの最初の大学は1477年にウプサラに教会の聖職者のために作られた。1668年に二番目の大学がルンドにできた。19世紀には教育の質も向上し入学試験は厳しくなり全員が受けなければならなくなった。19世紀末にはストックホルムとヨテボリに自然科学を中心にしたUniversity Collegeが出来た。また国中の各地にRegional Collegeが出来た。2004年の失業率はCollege卒業生は3.8%、高校卒業生は5.8%、非卒業生は7.9%であった。

## リンダ・イリステのプレゼンテーション

ルンド大学はスカンジナビア最大の教育・研究施設で、90以上の教育プログラムと、100課目にわたる1,000種類のコースが用意されている。6,000人の職員と40,000人の学生がいる。ルンド大学はマルモとヘルシンベリにもあり、またインターネットを使った遠隔教育を行っている。さらにオレスوند大学を始めとして50カ国の600の大学と連携している。

私たちの神学と宗教研究センター(CTR)は有名な教授を抱えた最大の人文神学部門である。以前は神学宗教学は専ら聖職者の養成に向けられていたが、今日では聖職者に限らず倫理、宗教、哲学、外国文化と関わる広い範囲の職業に必要になっている。神学学位と他の学位を



併せ持つことによってジャーナリズム、広告、情報サービス、人事管理にも対応できる。CTRでは神学と宗教学の両方を取ることで、神学または人文学の学士や修士になれる。 Lund 大学と Uppsala 大学は神学学位を授与できる唯一の施設である。卒業には最低140単位の取得が必要で、14の研究学科がある。コースは8単位毎の5つのユニットから成る。私は2007年の春までに140単位取って神学士を申請する予定である。

#### アンドレアス・ウイスのプレゼンテーション

王立工科大学(KTH)は1827年に創立されたスウェーデン最大の工科大学であってスウェーデン全体の工学教育・技術研究の1/3の規模を受け持っており、12,000人以上の大学生と1,600人の大学院生と3,000人の職員が居て、主に政府の援助で運営している公立大学である。私が取っているプログラムはMedia Technology programである。これは工学の理学修士を目指すもので、180単位必要で4.5年掛かる。このプログラムは新しいメディア製品の開発・普及ができる能力を持った人材を育てることを目標としている。

私は豊洲の芝浦工業大学の交換学生として東京に6ヶ月いる。ここで学位プロジェクトとして二つの競合するブルーレーザーのディスクフォーマット、Blue-rayとHD-DVDの比較の作業をしている。

(講演抄録文責 JISS所報編集部)

[目次へ戻る](#)

[このページのTOPへ戻る](#)

[目次へ戻る](#)

## スウェーデン人の見た日本、日本人の見たスウェーデン

## スウェーデンからのメッセージ

スウェーデン福祉研究所  
日本代表  
グスタフ・ストランドル

17歳のとき、留学生として初めて日本にきました。持ってきた荷物の半分以上は剣道の道具でした。それから1年、私は早稲田高等学院に留学して剣道を学びました。その頃日本にいと、どこへ行っても「スウェーデンの福祉はいいね」とよく言われました。私もそのようなイメージは持っていましたが、「ではスウェーデンの福祉は何がいいのか」としつこく聞き返しますと、日本の人の答は皆曖昧で、はっきり説明できる人はいないのです。一方私は日本へ来て初めて外から自分の国を見て、スウェーデンの福祉についての理解が深まりました。帰国して軍隊に入ったあたりから、私は将来自分と日本の繋がりをどう持てばいいのかを考え始めました。そしてストックホルム大学で、高齢者介護に関する修士論文を書くうち、私は自分がやりたいことを見つけました。それはスウェーデンの福祉を日本の人達に理解して貰う手助けをしたいというものです。

私は現在スウェーデン福祉研究所において、スウェーデン福祉の日本人向け研修プログラムの提供、自治体との提携プロジェクトのサポート、講演会などを行っていますが、その活動のなかで、特にスウェーデンの福祉の基本にある理念について日本の方々に分かって頂けるよう努力しています。

今まで私は日本国内百箇所以上の施設を見学したり、セミナーをしに行ったりしてきましたが、最初の頃に比べてその活動の内容はかなり変わってきました。施設の見学とか単に話をしに行くことだけではなく、例えば最近ではスウェーデンと日本の看護師、介護福祉士など8名がチームを組んで新しいプロジェクトを立ち上げ、「タクティールケア」の紹介をしに行くことにもなってきました。

「タクティール」とはラテン語で「触れる＝タッチ」という意味ですが、手足あるいは全身に対し痛点を刺激することなく手で触れ、興奮状態や不安感、痛みなどを緩和するという画期的なメソッドです。この技法はスウェーデンにおいて実践・理論付けされたもので、ケアを行う側と受ける側とのコミュニケーションや、身体を通しての認知力も促します。認知症ケアのひとつの非常に効果がある補完的な療法として広く使われていますが、一般的にもストレスの緩和などのために使われています。日本の指圧や手技療法、リフレクソロジーなどと違い、強く押す必要はなく、柔らかく包み込むように触れることが必要です。

歴史的にみると、皮膚の接触は私たち人間が、お互いにコミュニケーションするための、最も古い方法のひとつです。ハグやキスと違って（そこはいろいろな文化の違いが確かにありますが）、手で触れることによって安心感を与えることは世界共通点でしょう。最近、我々のチームメンバーが施設の方へ出向く時には、高齢者の方がニコニコしてタクティールケアを受けるために並んでいる場合もあります。

スウェーデンの「タクティールケア」を日本へ紹介できることができるようになったのは、私にとっでは夢のようなことです。

## 二月のスウェーデン：ファーニチャーフェアで考えたこと

小池 智子

二月のストックホルムを訪れた。

二月と言えば冬。冬といえば雪景色、しかも太陽はすぐに傾いてしまうため、寒いだけでなく、暗い。これは誰もが抱く冬のスウェーデンのイメージだと思う。そのため、現地の人が日本からわざわざ飛行機を乗り継いでやって来たとなると「どうしてこの時期にスウェーデンへいらしたの？今度は夏においでなさいな」と口を揃えるのもっともだと思った。

私は以前一年間スウェーデンで暮らしたことがあり、その経験から旅行者に勧めるとしたら確

実に夏だろうと思う。湖で泳いだり、森でベリーをつんだり、明るい夜に外でパーティをしたり、そんな夏のスウェーデンへは想像するだけでも行きたくなる。

それなのになぜ真冬にスウェーデンを訪れたかといえば、それは「ストックホルムファーニチャーフェア」に行くためだった。

ファーニチャーフェアのフェアの字も知らなかったのだが、ボランティア通訳をしているうちに仲良くなった友人がフェアの審査を通過して出展することになり、フェアで話を聞いているうちに好奇心をかき立てられ、助っ人として、友人の出展についていってしまったというわけである。ストックホルムファーニチャーフェアは北欧最大と言われる家具見本市である。広大なスペースに新作デザインの家具や照明、テキスタイルなどが並ぶ。北欧家具だけではなく、ヨーロッパ・アジアなどからも出展があり、国際的なフェアとなっている。フェアにはグリーンハウスという新人デザイナーのブースも設けられていて、ここは若いデザイナーがビジネスチャンスを探る場所であり、また企業側にとっては将来のデザイナー発掘の場となっている。そのため、まだ一般商品化されていないアイデア作品や素材を自由に使っている、そんな挑戦している作品に次々と出会った。私の友達も将来ビッグなデザイナーになることを目指し、この一画に出展をした。頑張っている人の横で通訳の手伝いができたのは、私にとっても楽しい経験であった。


もっとも私はファーニチャーに関しては全くの素人なので、出展作品の評価や、フェア自体についての評論はできない。しかし、フェアで強い印象を受けたことがある。それは出展されている家具やフェア全体が、大変居心地のよい雰囲気を醸し出していたということである。会場はあまりに広いので、盛りだくさんの内容をすべて見ようとすると、足はくたくたになる。しかし、さすがにそこは家具のフェア、疲れたなと思って、横をみると座り心地の良さそうなソファやベッドがどうぞとばかりに腰を休ませてくれる。そう、なんともうまい具合にできているのだ。さらに、驚いたことは生活に身近な展示ということもあってか、ベビーカーを引きながら、子供と一緒にまるで近所を散歩するように訪れて、じっくり見て回る人が沢山見受けられたことである。日本ではこの類のフェアには行ったことがないので、これはあくまで私の勝手な想像なのだが、日本だとこういった場はビジネスのための場であり、子供が走り回っているのは考えられないことなのではないか。と同時に、家具だから子供も一緒に見にくるのは当然のことなのかもしれないと思った。それは、こう思ったからである。スウェーデンの冬は寒く暗く厳しい。当然家族との暮らしや、クリスマスで親戚が集まったり、友人を家に招いたりなどのパーティは屋内で行われることになり、自然と家具と人がコミュニケーションする時間が長くなる。スウェーデン人にとって家具は生活になくてはならない存在、長く付き合う存在、そんな家族のような近い存在と捉えられているのではないかと考えた。だから、フェアへも子供も一緒にきて散歩し、小さいうちから家具に対する目を養わせようとしているのかもしれない。さらに家具商や家具メーカーは、子供や大切な人と一緒に家具を置いた時の家の様子を想像して、ビジネスへとつなげているのかもしれない。そんな想像を歩き回りながら膨らませて、北欧家具が注目されるヒントもここに隠れているのかもしれないなどと思った。

冬のスウェーデンは、訪れる季節としては寒く厳しいが、また夏とは違った観点から、スウェーデン人の暮らしぶりや楽しみ方が発見できるという楽しみもある。

次回のファーニチャーフェアの準備はもう始まっている。そんな話を聞くと、私はまた足を運びたくてうずうずしてくるのである。

[目次へ戻る](#)

[このページのTOPへ戻る](#)

[目次へ戻る](#)
 随筆コーナー

## スウェーデンの裁判官規則あれこれ

会員  
坂田 仁

スウェーデンで毎年刊行されているスウェーデン王国法典には、「統治組織法」等の基本法(憲法に相当する)とともに、いわゆる「裁判官規則」が付録として採録されている。

裁判官規則は、スウェーデン法に特有なものだといわれている。このことは何人ものスウェーデン関係者から聞いている。また、実際にこれを読んでみるとそのユニークさに強く惹かれる。そのユニークさの最大のもは、これがスウェーデン法令集に現在も搭載されていることである。

スウェーデン法に関心をもつ人は、法律に関心をもつ日本人がまず六法全書に注目するように、スウェーデン王国法典に注意を向ける。スウェーデン王国法典については、いろいろ述べなければならぬことがあるが、ここではそれを省略して裁判官規則だけを問題にする。

裁判官規則は、スウェーデン王国法典の一部として現在も印刷されている。従って、どの年の法典をみても必ず裁判官規則が印刷されている。ジェットロの三瓶恵子さんによれば、スウェーデンでは現実に合わないとなると、制定された法律が公布後施行前に改正されてしまう、とその改廃の激しさについて述べておられるとお聞きしたが、裁判官規則は今まで一度もそのような改正を受けていない。つまりこの規則は、王国法典にその掲載が決定されたときから現在までずっと同じ形で無修正のまま掲載され続けている。変化の激しいスウェーデン法の中で唯一改正を経験していない「規則」なのである。

裁判官規則は、実は法律ではない。ということは議会、スウェーデンの議会は中世の身分制議会から今日の議会制度へと発展してきているが、いずれの議会においても審議を受けていない。つまり、裁判官規則は法律ではない。法律でない文書が王国法典に採録されているということが注目を集める。

現在の王国法典では、裁判官規則に次のような注釈が欄外に簡単に記載されている。「1734年に王国法典が初めて印刷に付されたとき、これらの裁判官規則----オラウス・ペトリにより1540年頃作成された可能性が高い----は『以前より常に習慣であったように』付録として添付されるべきであると決定された。法典のそれ以後の版にはこれを採録することがプラクシスになっている。」が全文である。古い王国法典にはこの注釈はついていない。

法律でも勅令でもない歴史的な文書が王国法典に載せられているということがこれで分かる。日本では考えられないことである。

\*

上記のように、裁判官規則の作者はオラウス・ペトリであると王国法典は注釈を加えている。この人物が次に興味を惹く。

ペトリは日本では知られていないけれどもスウェーデンの歴史の中では重要な役割を果たした人物といわれている。特に福音国家スウェーデンの精神的支柱といってもよい人物という印象が書物から得られる。しかし、ヘンリクソン教授の「スウェーデン史」の中には十分な説明が与えられていない。スウェーデン年代記の著者であることと聖書のスウェーデン語訳の訳者、スウェーデン教会の典礼の作者として索引に登場している。ペトリの銅像は、ストックホルム教会(Stor kyrkan)と王宮との間の空間に教会を背に王宮に向かって立っている。

ペトリの裁判官規則についてはアルムクウィスト教授による詳細な研究がある。それによると裁判官規則は1530年頃にまとめられたものとされている。しかし、これとは別にサルグレン教授の研究があり、これによると1544年に作成されたとされる。これは古い法令集の中にペトリが裁判官規則を作成したという事項とこの日付が入っていることに基づいている。このどちらかを決定する証拠はまだないとされる。このことは、インゲ教授の論文の中に述べられている。前記の王国法典の注釈とまったく同じ記述がインゲ教授の論文の中には収められている。

\*

ペトリの裁判官規則と王国法典の中の裁判官規則とは同じものではない。規則の条文の数を始めとして、大筋ではほとんど同じであるが、個々の規則の文章にいくつか大きい相違がある。王国法典の裁判官規則は1640年代にストックホルムで出版されたドイツの法律書の翻訳に付録として添付されていたものである。

この翻訳を行った人は、シュロデーロという人物で、現在その詳細はわからない。ウィキペディアというインターネット上の人名辞典で調べても、この人物については情報がないので是非提供して欲しいというメッセージに出会うだけである。スウェーデン法制史の領域にはもう一人シュロデーロという有名な人物がいるが、この人は後に貴族に叙されてシュッテと改姓している。この二人は別人のようである。

ペトリの裁判官規則と王国法典の裁判官規則とがどのような関係にあるのか、筆者の不勉強で手許には何の情報もない。また、シュロデーロがどういう意図で裁判官規則を自分の訳書の付録として印刷したのかその経緯もわからない。

裁判官規則は全部で43か条の規則である。その全体は大きく3つの部分に分かれると説明されている。裁判官はじめ公務員に対する倫理綱領、法格言、そして訴訟手続きの原則である。例えば、「裁判官は裁判所に判決を求めて来る人々にやさしく話しかけなくてはならない。もし叱言を言うなら判決を言渡した後からでなければならない。」とか、刑罰の目的は犯人の改善にあるなどが述べられる。

この中に反逆罪を除いて拷問の禁止が掲げられている。ベッカリーアは「犯罪と刑罰」の中でスウェーデンが拷問を廃止していると述べているが、裁判官規則をみるとなるほどと思う。法格言としては、「最高の法は最高の不法である。」「行われた行為は元に戻せない。」などの格言に出会う。そして、裁判官は一般の人々のために存在するのであって、一般の人々が裁判官のために存在するのではないという裁判官職の在り方(=役人のあり方)などが書かれている。これらを全部紹介することは小稿では無理なので、いずれ機会をみて、個別に紹介することを考えたい。

これらの規則のひとつひとつが何に由来しているかということアルムクィストを始めとして様々な学者が研究して論文に残している。また、古い時代のスウェーデンの裁判がどのように行われていたかを、この規則を手がかりに研究している学者もいる。

\*

この規則には英語、ドイツ語、フィンランド語の翻訳がある。日本語への翻訳は筆者が何年か前に試みたことがある。この文章は、そのときの私のノートなどに基づいて手短かに書いたものである。

スウェーデンは福祉社会として日本では有名であるが、それ以外の領域でもいろいろと独特なものを持っている。このことに多くの人が関心をもつとよいと思っている。

[目次へ戻る](#)

[このページのTOPへ戻る](#)



[目次へ戻る](#)

## JISS所報原稿募集

### JISS所報原稿募集

JISS所報では、北欧・スウェーデンの歴史・政治・経済・社会制度などを研究しておられる方、公的機関や福祉・環境・教育などの社会活動機関、企業活動等での交流を通じて北欧・スウェーデンに興味をお持ちの方、あるいはJISSやJISS所報にご意見をお持ちの方々からのご投稿を広く募集しております。

応募方法は下記の通りですので、ふるってご投稿下さい。所報の編集方針に従って逐次掲載してゆきます。

#### 1 応募資格

特にありません。ただし氏名・所属・連絡先は明記下さい。匿名の投稿は受けません。

#### 2 内容と字数

北欧・スウェーデンに関するものであれば内容は自由ですが、800字(程度)、1,600字(程度)、3,200字(程度)のいずれかの文長をお願いします。

(まだ文にならないうち、テーマ、アイデアの段階であっても、投稿ご希望であればお気軽にJISS 所報編集部にご相談下さい)

#### 3 掲載の可否と掲載時期

掲載の可否、掲載時期の判断はJISS内の所報編集部で行います。送られた原稿は返却しませんのでご了承下さい。

#### 4 謝礼

ご投稿への謝礼は無料ということをお願いいたします。

#### 5 原稿の送付先

原稿は、「JISS事務局 所報編集部」宛て、Eメール、郵便、またはファックスにてお送り下さい。

[目次へ戻る](#)[このページのTOPへ戻る](#)